

第4回 英国の農業:いかに環境と調和させていくのか

1 英国農業の概観

今回から数回にわたり、英国の農業を取り上げたい。

英国は面積が日本の約3分の2、人口が約2分の1の島国だが、日本と何よりも異なるのは、険しい山地が少なく(北部スコットランドにあるベンネビス山(標高 1343メートル)が最高峰である)、国土面積の約7割が農業に使われていることである。ヨーロッパの中でも極めて農用地比率が高い英国の農家数は約 30 万戸、1戸当たりの平均経営面積は55haと大きく、大規模で効率的な農業が営まれている。農用地のうち約3割が耕地、7割が永年草地であり、耕地の大部分は南東部に集中し、特に東部は小麦等の穀物単作地帯である。北東部に行くにつれ、酪農などの畜産が増え、さらに北部・西部に行くとも地力の低い丘陵地帯となり、これらの地域では低温と多雨、急傾斜等の悪条件下で牧草地の占める割合が高くなり、粗放的な羊の放牧が行われている。

2 農業と環境との関係

英国の農業や農業政策の特徴の1つは、農業の環境に与える悪影響をいかに是正するかに関心や政策の多くが向けられていることである。

英国の田園は美しい。英国人は、生け垣や農地内の立ち木、小さな雑木林の間に緑の草地が広がり、そこに牛や羊が遊ぶ景観を楽しみ、野鳥や蝶を愛でてきた。農地の中を横切って縦横に走るフットパス(散歩道)を歩くのは国民の権利であり、英国人の農家はフットパスを閉じることは許されないし、境界に設置されたスタイル(柵をまたぐための踏み台)の管理などを求められる。国土の7割近くを占める山地に自然を求める日本人と異なり、英国人にとって自然を楽しむための場所とは農村なのである。



英国南部の農村でみた柵をまたぐためのスタイル(踏み台)と牧草地の中を走るフットパス(散歩道)



こちらは西部ウェールズ地方の伝統的な石垣に設けられたスタイル

英国国民は農業者に「美しい国土を管理する庭師」という役割を強く期待しており、肥料や農薬の多投による水質や土壌の汚染や野生生物の減少、大型機械の使用のための農地の大区画化とそのため生け垣や立ち木の除去、排水事業による湿原の耕地化といった農業の近代化がもたらす環境への悪影響は、国民の批判的となってきた。特に英国が1973年にEUに加盟し、共通農業政策の手厚い保護の中で農業の集約化が進んだことは、EUへの分担金という多額の税金を投入した挙げ句に環境破壊を招いたとみなされた。

一方、英国の農業は、ヨーロッパの中でも強い農業構造を持ち、効率的な経営が展開されている。農家1戸当たりの平均経営面積は55haであるが、この数値には多くの「趣味的」経営が含まれ、農業で食べて行ける農家の平均規模は約180ha、100ha規模以上の農家の農地が農地全体に占める割合は6割となっている。英国も家族経営が主体だが、この家族経営がビジネスとして成り立つことが農業側にとっての第一の目的である。厳しい転用規制がかかっている農地が、農業経営上の利益を見越して企業家などの投資の対象となっていることから、英国での農業の産業としての位置づけが想像できると思う。

このビジネスとして成功する農業と環境への悪影響を抑える持続的農業をいかに両

立させるかが、英国の農業や関連する政策の大きな課題の1つである。この7月に英国の農業大臣が自国の農業の将来について、「英国の農業は、利益的であり、効率的であり、持続的であり、柔軟であることが求められている。」と述べた中に、そのことが端的に表れている。

3 農業と環境の両立に向けた政策

農業と環境との折り合いをつけるための政策は、農業政策、環境政策の両面から実施されている。英国では、2001年にそれまでの農漁業食料省が再編され、旧環境・運輸・地域問題省や旧内務省の機能の一部を移管し、「環境・食料・農村地域省」となった。この組織再編により、環境政策からの農業への関与と農業政策での環境対策の間の調整がやり易くなったと言えよう。

政策の枠組みは大きく3種類に分類できる。

● 投入規制

農業への投入資材を制限することで、環境への悪影響を軽減するものである。特に英国を含めヨーロッパでは、化学肥料や家畜ふん尿に由来する硝酸態窒素が農地から流出して、地下水や表流水に深刻な硝酸態窒素汚染や富栄養化を起こしており、EUの加盟国はこれに対する投入規制策を実施している。具体的には、家畜のふん尿の農地への施用の量や手法などの規制、窒素肥料の投入についての量や期間などの規制が行われている。

● 特定保護地域指定制度

優れた景観や生物生息地など環境的価値の高い地域を指定し、その地域内での農業などの土地利用活動を制限するものである。次の表は、英国にある主な地域指定制度を紹介したものだが、この他、国際条約であるラムサール条約に基づく指定地域や、EUの制度のもとでの鳥や野生生物保護のための指定地域、県レベルでの指定地域がある。農地が国土の7割を占める英国では、これらの指定地域の多くは農業的に利用されており、地域内の農業者は、その地域の環境価値を損ねないような農業活動を行うことが求められることになる。

名称(仮訳)	英文名称	目的	指定地域数	指定地域面積
特別景観地域	Areas of Outstanding Natural Beauty (AONBs)	美しい景観の保全	40	
国立公園	National Parks	広範な地域を対象に特徴の保全と改善	13	イングランドの7%、ウェールズの20%、スコットランドの7.3%をカバー
国定自然保護区	National Nature Reserves (NNRs)	野生生物の保護	イングランドに222地区	91,343ha
特別自然価値保有地区	Sites of Special Scientific Interest (SSSIs)	野生生物、地質、地形などの保護	イングランドに4000以上	イングランドの7%をカバー

● 農業環境政策

農業政策の一貫として、農業者が環境への悪影響を抑え、環境価値を高めるような農業活動を行った場合に、助成が受けられるものである。この政策は本シリーズの第2回で紹介した EU の共通農業政策の中の構造政策に該当し、財源は EU と英国政府との両方が負担する。英国(連合王国)を構成する4つの国(イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド)のうち最大のイングランドの場合、農地面積の60%がこの農業環境政策の事業の対象となっている。

次回以降、特に農業環境政策や関連する特定保護地域指定制度の内容を、実際の農家の取組の様子も含めて紹介していきたい。



英国南部の麦畑とその中央にある農家(7月)。英国の農家は、このように集落とは離れた所に住んでいることが多い。